

令和8年度 DX 観光客動態調査事業  
企画提案仕様書

## 1. 事業目的

観光客の属性別に行動歴等を調査・分析することでそのニーズを把握し、ターゲットを明確にした誘客プロモーション、地域資源を活かした観光ツアーの造成や観光コンテンツの開発に活用するなど、ターゲットマーケティングの展開に繋げる。

これにより、安全・安心で快適な誰もが楽しめる沖縄観光を推進し、観光客の満足度向上、ひいては観光収入の増加を図ることを目的とする。

## 2. 事業概要

本事業は、沖縄県を訪れた外国人を含む観光客の携帯電話の GPS 位置情報等を利用して、観光客が訪れた観光地や観光ルート、滞在先などの行動歴等を、居住地、性別、年齢の属性別、季節毎に調査分析を行う。

## 3. 委託業務

委託業務は下記(1)～(3)の調査・分析を行い、季節毎、属性別の有望ターゲットやペルソナ(ユーザー像)を設定するとともに、ターゲットマーケティングの展開に向けた戦略を立案する。

なお、調査・分析結果については報告書としてとりまとめ関係機関に情報提供を行うとともに、県の求めに応じて進捗状況を報告し、本業務終了後は実施報告書等を作成して県へ提出する。

### (1) 基礎的動態調査

- ① 調査・分析の対象 国内観光客及び外国人観光客(令和8年4月～令和8年12月)
- ② 調査・分析項目(国内観光客)
  - ア 来訪者数(月別、エリア別(北部、中部、南部、離島)、市町村別)
  - イ 施設別来訪者数(施設別来訪者数、カテゴリ・四半期別訪問施設)
  - ウ 地図可視化
  - エ 日中/夜間 人気施設(訪問時期、人気施設)
  - オ エリア相関
  - カ 市町村別移動ルート(周遊ルート)
  - キ スポット別移動ルート(周遊ルート)
  - ク 宿泊者数(月別、エリア別(北部、中部、南部、離島)、市町村別)

分析項目	居住地別	属性別	四半期別
<b>【エリア別(北部、中部、南部、離島)】</b>			
来訪者数	○	○	○
エリア相関分析	○	○	○
宿泊者数	○	-	○
<b>【市町村別】</b>			
来訪者数	○	○	○
市町村間周遊ルート分析	○	○	○
宿泊者数	○	-	○
<b>【スポット別】</b>			
施設別来訪者数	○	○	○
地図可視化	○	○	○
日中/夜間 来訪者数	-	-	○
時間帯別来訪者数	-	-	○
平均昼間滞在時間	-	-	○
スポット間周遊ルート分析	○	○	○

③ 調査・分析項目(外国人観光客)

国籍別に来訪者数や旅程(平均滞在日数)、スポット別滞在者数などを調査・分析する。

分析項目	国籍別	四半期別
来訪者数	○	○
旅程分析(平均滞在日数)	○	○
スポット別来訪者数	○	○
来訪メッシュ分析	○	○
市町村間周遊ルート分析	○	○

④ 調査・分析方法

携帯電話の GPS 位置情報データ(人流データ)をもとに調査・分析する。なお、分析にあたっては経年変化を確認できるようにすること。

⑤ 行動履歴データ標本数 60,000 数以上

(2) 着目動態調査

① 調査・分析の対象 国内及び外国人観光客

② 調査・分析項目(国内観光客)

ア 宿泊施設と観光スポットとの相関分析

イ 基礎的動態調査の分析結果から観光客の行動履歴等に特徴的な事項があれば、当該特性に着目してその要因等の調査・分析を行う。

ウ その他、誘客プロモーション等の実施機関に対して予めヒアリング等を行い、当該ニーズを踏まえて着目ポイントを設定し調査・分析を行う。

③ 調査・分析項目(外国人観光客)

ア 基礎的動態調査の分析結果から観光客の行動歴等に特徴的な事項があれば、当該特性に着目してその要因等の調査・分析を行う。

イ その他、誘客プロモーション等の実施機関に対して予めヒアリング等を行い、当該ニーズを踏まえて着目ポイントを設定し調査・分析を行う。

④ 調査・分析方法

ア ホテル等の宿泊施設を分析スポットとして抽出し、携帯電話のGPS位置情報データ(人流データ)をもとに各ホテルと相関関係のある観光施設や観光名所等の観光スポット、日中・夜間の移動状況等を調査・分析する。

イ 基礎的動態調査の分析結果から、例えば、ある特定の市町村への訪問や滞在が前年度と比較して大幅に増加しているなどの傾向が確認できた場合、その増加した要因等について、携帯電話のGPS位置情報データ(人流データ)から訪問先等をさらに深掘りして調査・分析を行う。また、要因分析にあたって、SNSデータや検索データ等、他に有効なデータがあれば、「5. 経費限度額」の範囲内で当該データを活用してもよい。

(3) デジタル広告プロモーションの提示

国内観光客については、過年度の調査・分析結果から得られた有望ターゲットやペルソナに対して、デジタル広告プロモーションを実施するとともに、プロモーション実施後は効果測定を行い、効果が見られたペルソナに関しては、一般財団法人沖縄コンベンションビューロー等観光関連団体に対して情報提供し、各種プロモーション施策等に繋げること。

#### 4. 提案すべき事項等

上記3(1)～(3)の具体的内容について企画提案すること。なお、提案にあたっては、以下の事項に留意のうえ提案すること。

※提案事項は【様式4 企画提案書】にも記載している。

- (1) 使用するGPS位置情報データ(人流データ)の概要等について提案すること。
- (2) 観光客の属性別、季節毎の行動歴について、最適だと考える調査方式や分析手法などを、その理由も含めて提案すること。特に外国人観光客については、調査対象とする国籍を何カ国に設定するのか、3(1)③の調査・分析項目と併せて列挙するとともに、3(2)③の着目動態調査の調査・分析項目について、どの様な点に着目して調査・分析を行うのか企画提案すること。
- (3) 属性別、季節毎の行動歴をどう分析してターゲットマーケティングに繋げるのか、GPS位置情報データ(人流データ)の取得から調査・分析、ペルソナの設定までの一連の流れについて提案すること。
- (4) 着目動態調査を実施するにあたって、携帯電話のGPS位置情報データ(人流データ)以外で活用予定のデータがあれば、そのデータの取得方法や分析手法等について提案すること。
- (5) 着目動態調査について、「5. 経費限度額」の範囲内で本事業の目的を達成するために効果的だと見込まれる調査項目を追加提案することも可能とする。なお、追加提案する場合は、その経緯、理由等を記載すること。
- (6) デジタル広告プロモーションについて、活用する広告媒体の素材も含めて、どのようにプロモーション

ンを実施するのか、プロモーションから効果測定までの一連の流れが分かるように提案すること。

## 5. 経費限度額

令和8年度提案額は 20,210 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) 以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※経費提案についての注意事項は【様式7】を確認すること。

## 6. 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日

## 7. 成果品の提出

本委託業務の受託者は、下記の成果品を契約期間内に提出するものとする。

- (1) 分析レポート概要版(電子ファイル) 一式
- (2) 分析レポート(電子ファイル) 一式

## 8. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、業務実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書など)を沖縄県が検査し、精算額として確定させた上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる経費の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(任意様式)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。

## 9. 再委託の制限等

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

・契約金額の50%を超える業務

- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

(第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務範囲)

- ・データマイニングやクレンジング作業

(うち、その他、簡易な業務)

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

※ 事業を実施するにあたり、他団体と連携を図り、再委託の必要がある場合は、その旨企画提案書の【様式5 執行体制】に記載すること。

## 10.その他

- (1) 本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 沖縄県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (3) 本事業で得られたデータ・成果等は沖縄観光コンベンションビューローと適宜共有を図るものとする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県観光政策課と協議すること。